

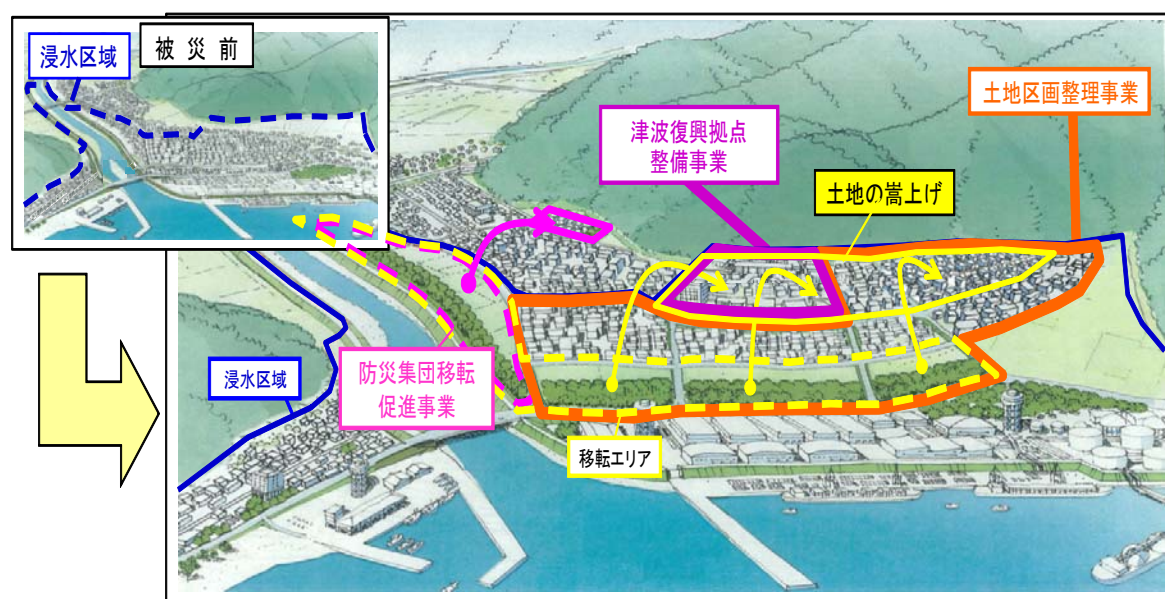
Ⅱ. 東日本大震災からの復興等の推進

復興に向けたまちづくり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、多くの都市が津波による甚大な被害を受けた。この地震による津波の浸水区域面積は561Km²（平成23年4月18日国土地理院公表）が確認され、また、地盤が軟弱な広域なエリアにおいて宅地の液状化被害も報告されている。

これらの被災を受け、東日本大震災復興対策本部において「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日付）が決定され、この基本方針には、その復興にあたっては、被災しても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、災害に強い地域づくりを推進することとされており、津波や液状化等の被害にあった住民の安全・安心をどのように確保するかが復興まちづくり計画における重要な課題となっている。

基本方針に基づく復興の実現に向けては、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の市街地整備事業の活用が検討されており、国土交通省では、平成23年度第3次補正予算において防災集団移転促進事業、土地区画整理事業等について必要な制度改正を行うとともに、新たに津波復興拠点整備事業を創設し、広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、早期復興の実現と災害に強いまちづくりを強力に推進する。



(1) 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）

被災市街地の復興が円滑に進むよう、平成23年度第3次補正予算において、都市再生区画整理事業（緊急防災空地整備事業、都市再生事業計画案作成事業及び被災市街地復興土地区画整理事業）を以下のとおり改正した。

※社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）は、Ⅲ2（1）②及び（2）②を参照

①緊急防災空地整備事業

東日本大震災により被災した地域において実施される土地区画整理事業を円滑かつ迅速に進めるため、被災した市街地の復興に資する土地区画整理事業が予定される地区において将来的に公共施設に充当する用地を取得し、防災空地として緊急に整備する緊急防災空地整備事業の施行地区要件等について拡充。

具体的には、東日本大震災の被災地における土地区画整理事業については、減価補償金地区だけでなく、通常の地区における地方公共団体による公共施設充当用地の買収についても支援対象（公共用地の増分の用地費の80%を限度）とし、地区外移転等の権利者の多様な意向に対応できるようにすることによって、円滑かつ迅速な被災市街地復興の事業の立ち上げを促進。

②都市再生事業計画案作成事業

都市再生事業計画案作成事業は、東日本大震災により被災した市街地の復興に資する土地区画整理事業を予定する地区で行えるよう施行地区要件を拡充。

③被災市街地復興土地区画整理事業

都市再生区画整理事業における被災市街地復興土地区画整理事業は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災からの復興に対応して創設された支援制度である。

今般の東日本大震災においては、津波及び液状化による被害が甚大であったことも特徴の一つであり、これらに対応するため平成23年度第3次補正予算において施行地区要件の拡充に加え、次のとおり被災市街地復興土地区画整理事業の拡充を図った。

- イ. 津波による被災が甚大な地域において、想定される既往最大津波に対して、防災上必要となる市街地の嵩上げ費用（津波防災整地費）を国費算定対象経費（限度額）に追加
- ロ. 従来から都市再生土地区画整理事業の国費算定対象経費（限度額）に計上されていた防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費等を国費算定対象費用（限度額）と交付対象費用に追加

(2) 道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））

津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画に位置付けられた高台移転等に伴う道路整備（区画整理）を実施。

※社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）は、Ⅲ 2（2）①を参照

(3) 津波復興拠点整備事業

平成23年度第3次補正予算において、東日本大震災からの復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設※）を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援を行う津波復興拠点整備事業を創設した。

※都市計画法に基づく都市施設であり、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められる場合に定めることが出来る。

①採択要件

東日本大震災復興特別区域法に規定する復興整備計画及び復興交付金事業計画の区域内において定められた一団地の津波防災拠点市街地形成施設。

但し、

イ. 以下のいずれかを充たす市町村。

- ・ 浸水により被災した面積が概ね20ha以上であり、かつ、浸水により被災した建物の棟数が概ね1,000棟以上であること
- ・ 国土交通大臣が、イの要件と同等の被災規模であると認めるもの

ロ. 一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、原則として1市町村あたり2地区まで、国費支援の面積上限は1地区あたり20haまでとする。

ハ. 平成27年度末までに着手した事業に限る。

（東日本大震災復興基本方針：集中復興期間5年間）

②交付事業者

地方公共団体

③交付対象事業

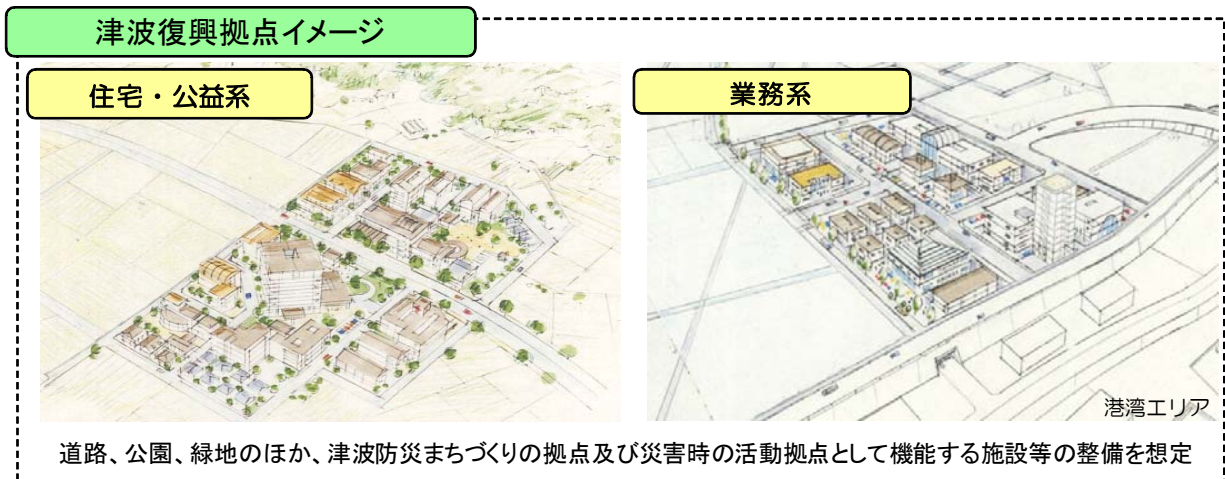
イ. 津波復興拠点整備計画策定支援

- ・ 計画策定費
- ・ コーディネート費

ロ. 公共施設等整備

- ・ 地区公共施設整備（道路・公園・緑地・広場その他の施設）
- ・ 津波防災拠点施設整備（津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設）
- ・ 高質空間形成施設整備（植栽・緑化施設等）
- ・ 津波復興拠点支援施設整備（地域活力の復興のための活動の拠点となる施設）

ハ. 用地取得造成



(4) 市街地再開発事業（災害復興市街地再開発事業）

東日本大震災により被災した市街地において、被災商店の再建や被災者の受け皿となる公的住宅等の一体的整備を図るため、平成23年度第3次補正予算において、災害復興市街地再開発事業における特例を以下のとおり措置した。

①非常災害時補助率の適用

- ・補助率：通常1/3 → 特例2/5
- ・適用期間：平成27年度末（平成28年3月31日）まで

②施行区域面積要件の緩和

- ・通常原則10,000㎡以上 → 特例原則2,000㎡以上

③助成対象項目の拡充

- ・災害時に活用可能な集会所等の整備費、防災性能強化費等を交付対象に追加

(5) 市街地液状化対策事業

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、平成23年度第3次補正予算において、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を支援する市街地液状化対策事業を創設した。

①都市防災推進事業（市街地液状化対策事業の創設）

イ. 交付対象事業

- ・液状化対策事業計画案作成事業
- ・市街地液状化対策推進事業

ロ. 施行地区

- ・液状化対策事業計画案作成事業

東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する特定市町、その他、東日本大震災による地盤の液状化により被害を受けた国土交通大臣が認める市町村※

・市街地液状化対策推進事業

上記施行地区において、次の全ての要件を満たす地区

- 一 液状化対策事業計画の区域内で行うもの。
- 二 液状化対策事業計画の区域の面積が3,000㎡以上であり、かつ区域内の家屋が10戸以上であるもの。
- 三 液状化対策事業計画の区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの3分の2以上の同意が得られているもの
- 四 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われているものと認められるもの。

ハ. 液状化対策事業計画の策定及び液状化対策検討委員会の設置

市街地液状化対策推進事業を行おうとする者は、液状化対策事業計画を策定するものとし、策定に当たっては、第三者の意見を求める機関として学識経験者等から構成される委員会を設置し同計画の内容について意見を聴くものとする。

二. 交付率

1 / 2

②都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業の拡充）

被災市街地復興土地区画整理事業として液状化対策事業計画に基づき実施される液状化対策事業に対して支援。

※東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する特定市町村については東日本復興交付金により、当該特定市町村以外の市町村のうち東日本大震災による地盤の液状化により被害を受けた国土交通大臣が認める市町村において行われる事業については社会資本整備総合交付金（復興枠）により支援

（参考）東日本大震災復興交付金

東日本大震災復興交付金（復興庁交付金班）
 平成25年度政府予算（案） 5,918億円【復興】
 （平成24年度予算額 2,868億円）

<p>事業概要・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東日本大震災からの復興の基本方針」（抄） 4 あらゆる力を合わせた復興支援 （1）国の総力を挙げた取組み （2）使い勝手の良い交付金等 ○ 東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損失等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する事業に対し、東日本大震災復興交付金を交付します。 ○ 東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、公共施設等の災害復旧だけでは対応が困難な失われた市街地の再生等を、一つの事業計画の提出により一括で支援し、被災地域の復興を加速させることを目的とします。 	<p>事業イメージ・具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地方公共団体の復興まちづくりに必要となる5省40事業を一括化し、一本の事業計画で申請・採択します。 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center; color: blue;">基幹事業</p> <p style="text-align: center; color: blue;">産業集積防災機能強化事業 災害公営住宅整備事業等 防災集団移転促進事業</p> <p style="text-align: center; color: blue;">5省40事業 基本国費率：事業ごとに異なる</p> </div> <div style="text-align: center; color: blue; margin: 5px 0;">➔</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center; color: blue;">効果促進事業等</p> <p style="text-align: center; color: blue;">基幹事業と関連し、復興まちづくりに必要となるハード・ソフト事業を実施</p> <p style="text-align: center; color: blue;">基幹事業の事業費の35%を上限として支援 基本国費率：80%</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方負担については、追加的な国庫補助及び震災復興特別交付税で全額措置します。 <p style="color: blue; font-weight: bold;">防災集団移転促進事業 (3/4) 地方負担 (1/4) 地方負担分の50%を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請手続き等の書類を簡素化し、基金の設置による執行の弾力化を行っています。
<p>資金の流れ</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">復興庁</div> ➔ <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">文科省 厚労省 農水省 国交省 環境省</div> ➔ <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">特定都道府県 特定市町村</div> </div> <p style="text-align: right; color: blue; font-size: small;">※復興交付金基金の達成可</p>	<p>期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興交付金事業を行うことにより、著しい被害を受けた地域の復興を加速させ早期の復興を図ります。

(参考) 市街地復興効果促進事業

<制度概要>

- ・東日本大震災復興交付金の基幹事業のうち面整備5事業※については、復興まちづくりの根幹をなす事業であり、これに関連する事業のニーズが高く、機動的かつきめ細かく対応する必要があることから、「一括効果促進事業」を創設(第2回配分)し、面整備5事業の事業費の20%を一括配分(市町村へ先渡し)。
- ・通常の復興交付金の配分に関するプロセスである事前の復興交付金事業計画の提出・承認を不要とし、ポジティブ・リストに掲載された事業であれば、機動的に事業実施が可能となった。

※ 漁業集落防災機能強化事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)、防災集団移転促進事業。なお、国土交通大臣は、漁業集落防災機能強化事業以外の面整備4事業に関連して実施される一括効果促進事業(市街地復興効果促進事業)の交付担当大臣である。

<制度改正>

- ・被災地から強い要望のある一括効果促進事業について、その使い勝手の更なる向上を図るため、ポジティブ・リストを拡充し実施可能な事業の拡大を図るなど逐次改正を行っている。主な改正は次のとおり。
 - ✓事前協議制を廃止し、内訳書の提出で事業着手が可能(第4回配分)
 - ✓県への一括配分を創設(第5回配分)
 - ✓ポジティブ・リストの廃止(第5回配分)
 - ：内訳書を提出することで自治体の判断により幅広い事業実施を可能とした。ただし、ポジティブ・リストは引き続き例示として位置付けたうえで、事業費1億円を超えるもの、効果促進事業のネガティブリストに該当する可能性のあるもの等は、一括配分の対象とならない。

<実施可能な事業の例>

- ・市街地整備のコーディネート費(調査費)や専門家派遣、合意形成支援(調査費)等の市街地整備の促進に必要な調査事業
- ・権利関係調整(調査費)、盛土環境整備(事業費)等の土地区画整理の促進に必要な事業
- ・生活・健康相談、巡回活動支援(調査費)、被災者向けコミュニティバス運行支援(事業費)等の被災者支援事業
- ・防災行政無線や防災備蓄倉庫整備(事業費)、防災訓練(調査費)等の防災関連事業
- ・地元企業経営再建指導事業(調査費)、観光資源PR事業(調査費)等の産業立地、観光資源開発事業